

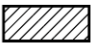
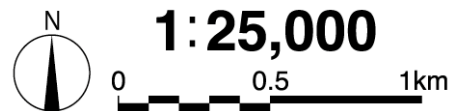




図 2-2-18 振動規制法の指定地域

凡 例

-  : 対象事業実施区域
-  : 第 1 種区域
-  : 第 2 種区域



出典：「振動規制法の地域指定」（上越市、平成 23 年）

表 2-2-40 特定建設作業等に関する振動の規制基準

規制の項目 特定建設作業の種類	作業場所の敷地境界地点の振動レベル	作業禁止時間		1日の作業時間		同一場所における作業時間		日曜日における作業
		1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
1. くい打ち機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）またはくい打・くい抜機（圧入式くい打・くい抜機を除く）を使用する作業	75 デシベル以下	午後7時から翌午前7時まで	午後10時から翌午前6時まで	10時以内	14時以内	6日以内		禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）								
4. ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）								

注) 1号区域... 振動規制法第3条の規定により指定された区域のうち、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域、学校・保育所・病院、患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

2号区域... 上記、1号区域以外の区域

出典：振動規制法施行規則（昭和51年、総理府令第58号）

表 2-2-41 道路交通振動に係る要請限度

時間区分 区域区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域区分及び時間区分は前掲表 2-2-39の備考に同じ。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年、総理府令第58号）

5) 悪臭

悪臭防止法*（昭和46年、法律第91号）では事業活動に伴って発生する悪臭物質*の排出を規制している。規制基準は、指定された規制地域内の全ての事業所に適用され、敷地境界、煙突等の気体排出口及び排水において、悪臭物質の濃度、またはそれに代わる臭気排出強度あるいは臭気指数が定められている。新潟県では悪臭防止法に基づき臭気排出強度または臭気指数（平成15年、新潟県告示第2148号）について、表2-2-42に示したように定めている。対象事業実施区域周辺における規制地域を図2-2-19に示す。対象事業実施区域は悪臭防止法の第1種区域に指定されている。

表 2-2-42 悪臭防止法に基づく規制基準

敷地境界線の規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度（臭気指数）	10	12	13

備考

第1種区域、第2種区域及び第3種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域のうち法第3条の規定により知事が指定する地域をいう。

ア 第1種区域

都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定による第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及びこれらに相当する地域

イ 第2種区域

都市計画法第8条第1項第1号の規定による準工業地域及び工業または農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域

ウ 第3種区域

都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域及び工業専用地域並びに悪臭に対する順応の見られる地域

気体の排出口の規制基準

<排出口の実高さが15m以上の施設>

$$q_t = \frac{60 \times 10^A}{F_{\max}}$$

ここで、 q_t : 排出ガスの臭気排出強度 (m³N/min)
 F_{\max} : $F_{(x)}$ の最大値

$$A = \frac{L}{10} - 0.2255$$

ここで、L : 敷地境界における臭気指数規制基準

$$F_{(x)} = \frac{1}{3.14\sigma_y\sigma_z} \exp\left(\frac{-(He_{(x)})^2}{2\sigma_z^2}\right)$$

ここで、 $F_{(x)}$: 臭気強度*1m³N/sに対する地上での臭気濃度*
 σ_y : 排出ガスの水平方向拡散幅 (m)
 σ_z : 排出ガスの鉛直方向拡散幅 (m)
 $He_{(x)}$: 排出ガスの流れの中心軸の高さ (m)

<排出口の実高さが15m未満の施設>

$$I = 10 \times \log C$$

ここで、I : 排出ガスの臭気指数

$$C = K \times H_b^2 \times 10^B$$

ここで、K : 排出口の口径に関する値
 H_b : 周辺最大建物高さ (m)

$$B = \frac{L}{10}$$

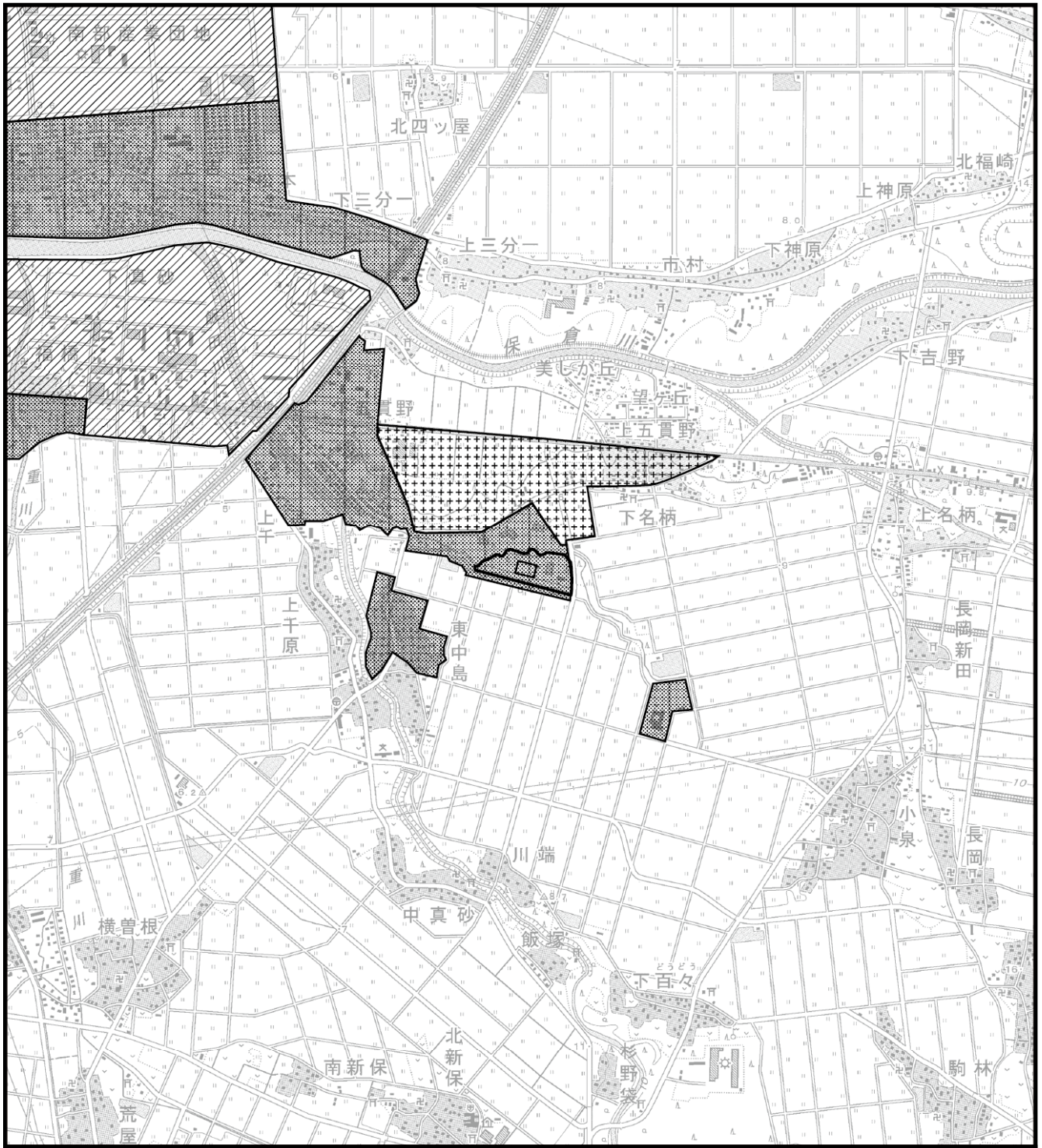
ここで、L : 敷地境界における臭気指数規制基準

排出水中における規制基準

区 分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
許容限度 (臭気指数)	2 6	2 8	2 9

出典：「悪臭防止法施行規則」 (昭和47年、総理府令第39号)

「悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定」 (平成15年、新潟県告示第2148号)



凡 例



: 対象事業実施区域



: 第1種区域



: 第2種区域



: 第3種区域

図 2-2-19 悪臭防止法の地域指定

出典：「悪臭の防止について 悪臭防止法で定める規制地域 1. 八千浦地区、有田地区、保倉地区、頸城区」（上越市ホームページ、平成 23 年現在）



1:25,000

0 0.5 1km

6) 地盤沈下

工業用水法*（昭和31年、法律第146号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年、法律第100号）及び新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和46年、条例第51号）により、地下水採取の規制を行っている。上越市において、新潟県生活保全等に関する条例施行規則第21条別表6の2により指定されている地域を図2-2-20に示す。

7) 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準

環境基本法（平成5年、法律第91号）に基づき土壌の汚染に係る環境基準が定められている。土壌の汚染に係る環境基準を表2-2-43に示す。

表 2-2-43 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
備考1～2 省略	
3	「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年、環境庁告示第46号）